

# 譲与税の業務執行体制の検討

- 森林整備に係る市町村の役割が大きくなることを踏まえ、専任職員の配置や地域林政アドバイザーの活用など、市町村の業務執行体制を整備
- 協議会の設置等による他自治体との広域連携体制等を検討

## 広域連携による業務執行体制（例）

### 【共同処理制度】

法人の設立を要しない  
簡便な仕組み

協議会

地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度

機関等の共同設置

地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度

事務の委託

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度

### 【制度の概要】

別法人の設立をする  
する仕組み

一部事務組合

地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体

広域連合

地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に事務の移譲を受けることが出来る

(出典：総務省HP)

# 譲与税の業務執行体制の検討

- 市町村の負担軽減に向けて、近隣市町村の連携も有効な手段
- 連携体制の構築には事務負担が生じるが、地域の実情に応じて簡易な形での連携も可能

## 地域の現状を踏まえた簡易な連携（例）

### ◎連携によるメリット

- ・事務的、金銭的コストを分担することで、負担の軽減ができる。
- ・協議会を設置するなどの場合は、必要経費を負担金として一括して処理できる。
- ・複数市町村が連携することにより、単独市町村で実施するよりも大きな効果が期待できる。

### 1. 合併組合の枠組みによる市町村の連携の例

内 容：広域森林組合の管轄する地区の市町村が連携して、森林経営管理制度の意向調査や、市町村単独森林整備事業を実施。

ポイント：地区の市町村間で事業内容を調整することで、組合員間の公平が図られ、事業を円滑に実施。

### 2. 既存の協議会等の枠組みの活用

内 容：地域の既存の森林・林業関係の団体の枠組みを活用し、団体の趣旨に沿ったテーマについて、共同で事業を実施。

（例：造林関係団体⇒森林整備、林産関係団体⇒木材利用の促進、緑化関係団体⇒普及啓発 など）

ポイント：各市町村の譲与税の一部を負担金として拠出し、団体の新規事業に充当することで、地域が一体となって様々な取組が実施可能。

### 3. コンサルタントの活用

内 容：近隣の複数市町村が連携し、必要に応じて協議会を設置するなどしてコンサルタントへの共同委託を行う。

ポイント：単独の市町村による委託と比較して、スケールメリットにより割安となることが期待。